

国及び都が示した枠組み

< 国民保護法 > H16.9.16

市の責務（法第3条第2項）  
 国の基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確・迅速に実施  
 市内において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進

市国民保護計画（法第35条）  
 東京都国民保護計画に基づき作成  
 計画事項

- ・ 市の国民保護措置の総合的推進
- ・ 市が実施する国民保護措置 等

< 基本指針 > H17.3.25

国民保護措置の基本的方針  
 国、都道府県、市町村等の責務・役割分担に従って実施  
 関係機関相互の連携・協力を確保  
 基本的人権の尊重 等  
 武力攻撃等の事態想定（8類型）の提示  
 避難、救援、武力攻撃災害への対処等に係る措置・留意事項

< 市町村モデル計画 > H18.1.31 総務省提示

計画作成の支援（自治法上の助言）

< 東京都国民保護計画 > H18.3

計画の主な内容  
 想定する事態・平素からの備え・住民の避難と救援・被害の最小化・大規模テロ等への対策

< 東京都区市町村国民保護モデル計画 > H18.3

東京都が国の全国版モデルに対し、都の特性を踏まえてモデルを作成

市計画の作成方針

方針1

「基本指針」  
 「都計画」  
 「モデル計画」  
 を基本

- 1 国の方針や都計画に応じて迅速・的確に措置を行うための行動指針
- 2 市民の理解と協力を確保
- 3 武力攻撃事態等8類型全体に通じる対処の基本を提示

方針2

市の特性、実行性に配慮

- 1 府中市の特性を踏まえた対処
- 2 人口密集、昼間人口、自衛隊など市特有の課題に対応
- 3 市が実施した訓練等の成果を反映

方針3

災害対策等のしくみを最大限に活用

- 1 「地域防災計画」等で構築されたしくみを活用
- 2 国・都道府県・区市町村・関係機関、近隣自治体との緊密な連携・協力を重視
- 3 市の総力を発揮しうる全庁的な実施体制を構築